

令和6年度 島田市立島田第一中学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは、生徒の成長を著しく侵害する人権問題であるという認識を持ち、全職員で指導にあたる。
- 生徒が仲間と適切なコミュニケーションを取り、授業や行事に主体的に取り組むことができる集団・学級づくりこそが最大のいじめ防止策と考える。その為、研修部や特活部と連携し総合的な支援体制を目指す。
- いじめ問題の未然防止や適切な対応を図るために、外部機関からの情報や支援を積極的に取り入れる。
- いじめは、いつでも、誰にでも起こり得るという認識の下、「早期発見・対応・解消」「深刻化ゼロ」を目指す。

【保護者・地域との連携】

- 授業参観・懇談会や家庭訪問に加え、必要に応じて電話連絡や面談を行い、保護者の理解と支援を得る。
- 学級便りや学年便り、学校HP、さくら連絡網等によって学校生活について適切な情報発信を行う。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 年度当初に生徒指導方針の確認を全職員で行い、生徒理解研修、生徒指導部が主催する研修を行い生徒指導体制の確認・点検を行う。
- 生徒指導部が研修部と特活部との連携を深め、全教育活動の中でいじめの温床となる諸問題の解決を図る。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、支援員等との定期的な情報交換を行う。
- 学校教育課等の教育関係機関や、島田市のいじめ問題に取り組んでいる太田正義氏と連携し、適切な対応を図る。

いじめ対策委員会

【委員】 校長、教頭、生徒指導主事、SSWr
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、

教務主任、
学年主任、
SC、支援員

全教職員

【未然防止】

- 日常生活の安定とレベルアップこそが、いじめ撲滅のキーとなる。生徒指導の意識を研修や特別活動の中に入れることで、自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う、望ましい人間関係づくりに取り組む。
- 「形を整え心を整える」をキーワードに、目に見えることを美しくすることから、生徒の心の成長に期待する。
- 生活専門員会主催の「いじめを考える学級会」を行い、生徒自身に当事者意識を持たせる。

【早期発見】

- いじめは、どこでも、誰にでも起こり得るという認識を持つ。そして、教師が積極的に生徒の生活の場に入り、わずかな変化を見逃さない意識をもつ。
- 年間5回の学校生活アンケートの中に2回のいじめアンケートを組み入れる。教育相談は、学期ごと行う。
- 積極的に学年部ミーティングを行い、生徒の表れや問題点を共有する。そこから派生する重大事案を見逃さない。

【早期対応】

- いじめを発見した場合、校長の指示の下、生徒指導主事が指揮を執り、学校職員で組織的に対応し、迅速な事実関係の調査を行う。
- いじめられた生徒及び保護者、いじめた生徒及び保護者、周りでいじめを見ていた生徒について、それぞれの状況に応じて適切な対応をする。
- 学校で把握したいじめ問題は、市教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。

【継続支援・重大事態への対応】

- 学校や市教育委員会が、いじめる子どもに対して必要な教育指導を行っているにもかかわらず、十分効果を上げることが困難な場合、事実関係のさらなる把握と、関係機関との連携によって、事態の改善に努める。
- 警察や児童相談所等との連携を図るために、日頃から情報共有体制づくりに努める。